

知的財産管理技能検定2級公式テキスト【改訂14版】をご購入いただいた皆様へ

第53回(2026年3月実施)以降の検定試験を受検される場合は、法改正に基づき、弊社が発行する知的財産管理技能検定2級公式テキスト【改訂14版】の内容について、次の通り、変更・修正のうえ、ご利用いただきますようお願いいたします。

実施回	試験日	法令基準日
第53回	2026年 3月 8日(日)	2025年9月1日
第54回	2026年 7月 12日(日)	2026年1月1日

※知的財産管理技能検定の解答にあたっては、問題文に特に断りがない場合、試験日の6カ月前の月の1日現在で施行されている法令等に基づくものとされています。

該当箇所	変更前	変更後
<p>P114 Lesson 13 特許権の侵害と救済[1] 3 特許権が侵害された場合の対応 (2) 損害賠償を請求する 上から1行目</p>	<p>また、特許権を侵害すると懲役や罰金など刑事罰が科されることがあります(特196条等)。</p>	<p>また、特許権を侵害すると拘禁刑や罰金など刑事罰が科されることがあります(特196条等)。</p>
<p>P348 Lesson 38 著作権の侵害と救済 5 著作権を侵害した場合の刑事罰 上から1行目 上から7行目 上から12行目 上から15行目</p>	<p>著作権を侵害した場合、刑事罰(10年以下の懲役又は1000万円以下の罰金、併科もあり)が科される可能性があります(著119条1項)。ただし、故意(意図的)に侵害した場合に限られますので、過失(不注意)による侵害のときには刑事罰はありません。なお、原則として親告罪です。</p> <p>法人の従業員等が著作権等を侵害した場合、その行為者に加え、法人も罰金刑に処されることがあります(「両罰規定」といいます)(著124条)。</p> <p>違法ダウンロードについても刑事罰(2年以下の懲役等)の対象となります(著119条3項)。</p> <p>侵害コンテンツ(違法にアップロードされた著作物等)へのリンク情報等を集約してユーザーを侵害コンテンツに誘導する「リーチサイト」や「リーチアプリ」についても刑事罰の対象となります。リーチサイト運営行為及びリーチアプリ提供行為については刑事罰(5年以下の懲役等)の対象であり(著119条2項4号、5号)、リーチサイト・リーチアプリにおいて侵害コンテンツへのリンク等を提供する行為については、著作権等を侵害する行為とみなして民事措置及び刑事罰(3年以下の懲役等)の対象となります(著120条の2第3号)。</p>	<p>著作権を侵害した場合、刑事罰(10年以下の拘禁刑又は1000万円以下の罰金、併科もあり)が科される可能性があります(著119条1項)。ただし、故意(意図的)に侵害した場合に限られますので、過失(不注意)による侵害のときには刑事罰はありません。なお、原則として親告罪です。</p> <p>法人の従業員等が著作権等を侵害した場合、その行為者に加え、法人も罰金刑に処されることがあります(「両罰規定」といいます)(著124条)。</p> <p>違法ダウンロードについても刑事罰(2年以下の拘禁刑等)の対象となります(著119条3項)。</p> <p>侵害コンテンツ(違法にアップロードされた著作物等)へのリンク情報等を集約してユーザーを侵害コンテンツに誘導する「リーチサイト」や「リーチアプリ」についても刑事罰の対象となります。リーチサイト運営行為及びリーチアプリ提供行為については刑事罰(5年以下の拘禁刑等)の対象であり(著119条2項4号、5号)、リーチサイト・リーチアプリにおいて侵害コンテンツへのリンク等を提供する行為については、著作権等を侵害する行為とみなして民事措置及び刑事罰(3年以下の拘禁刑等)の対象となります(著120条の2第3号)。</p>

該当箇所	変更前	変更後
P367 Lesson 40 不正競争防止法[2] 5 不正競争行為に対する制裁 下から2行目	さらに、営業秘密に関して一定の行為を行った者は、10年以下の 懲役 もしくは2000万円以下の罰金に処せられる、	さらに、営業秘密に関して一定の行為を行った者は、10年以下の 拘禁刑 もしくは2000万円以下の罰金に処せられる、
P400 Lesson 43 独占禁止法 2 独占禁止法の運用 上から9行目	さらに、違反事業者に対しては、 懲役 や罰金などを課すこともあります。	さらに、違反事業者に対しては、 拘禁刑 や罰金などを課すこともあります。